

# お知らせ します

### 新たに就職・退職された方へ

就職して厚生年金・共済組合に加入された方は、国民年金保険料を納める必要がなくなります。国民年金の喪失手続きは不要ですが、就職後も納付に関する通知が届く場合はお問い合わせください。

また、会社を退職された方で、60歳未満の方は国民年金の加入手続きをする必要があります。

手続きが必要な方 第1号被保険者(自営業者等)に変更する方  
手続方法 退職日のわかる証明書と年金手帳(基礎年金番号通知書)を持参のうえ市役所1階国保年金課または各出張所へ直接

◎退職時に、第3号被保険者(厚生年金・共済組合)に加入の配偶者の扶養に入る方)の手続きは、配

偶者の勤務先になります。  
問い合わせ 国保年金課 (☎29909095・FAX29909809061)

**3月2日(月)は**

- 国民健康保険税 (第8期)
- 固定資産税・都市計画税 (第4期)

**の納期限です**

- ▶納期内納付にご協力ください。
- ▶口座振替をご利用ください。
- ▶ゆうちょ銀行・郵便局からも納付できます (納期限内に限る)。

国民健康保険税の夜間・休日納税窓口

とき ▼夜間：3月30日(月)、31日(火)午後5時～8時 ▼休日：3月8日(日)、29日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 市役所1階国保年金課  
問い合わせ 国保年金課 (☎29909131・FAX29909809061)

### 市税の夜間・休日納税窓口

とき ▼夜間：3月2日(月)、27日(金)、30日(月)、31日(火)、4月1日(水)午後5時～8時 ▼休日：3月29日(日)、4月4日(土)午前8時30分～午後5時

ところ 市役所2階収納課  
市税の内訳 市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税等

問い合わせ 収納課 (☎29909073・FAX29909809061)

### 農産物引換券の利用は期限内に

里芋・狭山茶消費拡大推進事業として、所沢市に婚姻届を提出したカップルに農産物引換券(千円分)をプレゼントしています。

有効期限内(3月31日(火)まで)に引き換えてください。  
問い合わせ 農政課 (☎29909158・FAX29909809062)

### 元町北地区再開発事業の事業計画の変更が認可されました

独立行政法人都市再生機構が申請していた施行規程および事業計画の変更(施設建設物の設計変更等)について、国土交通大臣より認可されました(平成20年12月26日付国土交通省告示第1528号)。関係図書の縦覧を建築工事の完了公告まで市役所3階中心市街地整備課で行っています。

◎4月から同課は5階になります。  
問い合わせ 中心市街地整備課 (☎29909366・FAX2990700)

### ひとりの親家庭(母子・父子家庭)のお子さんに卒業祝金を贈呈

今年、中学校を卒業するひとりの親家庭(死別・離婚・未婚を問わず)または、両親がいないお子さん(祖父母に養育されている場合を含む)に卒業祝金を贈ります。支給額 児童1人につき5千円

# 消費者トラブル 注意報

第18回



## 【トラブルQ & A】

### ～新聞購読契約を中途解約したい～

#### ■相談します

父が2年前に購読契約をした新聞の配達が始まりました。父は、高齢者福祉施設に入居することになったため、解約を申し入れたところ「サービス品を渡してあり、拡張員にも金を払ってある」と受け付けてくれません。どのようにしたら、よいでしょうか。

#### ■お答えします

新聞の訪問販売は特定商取引法により「契約書を受け取った日から8日以内」であればクーリング・オフ(無条件解約)をすることができます。しかし、クーリング・オフ期間を過ぎてからの中途解約に関する規定はなく、いったん契約すると消費者側にも契約した責任が生じますので、引っ越しなどで、契約した販売店から配達を受けられないなどの特別な事情がない限り一方的に購読をやめることはできません。この場合は販売店との話し合いになり、解約料や景品相当額の返金を請求される場合もありますので、契約をする際は慎重に対応する必要があります。

「〇年先から〇年間」のような契約は、そのときには大丈夫だと思っても、事情が変わって購読できなくなることもありますので、景品などで強く勧誘されても不要ならきっぱり断りましょう。

なお、受け取った景品の返還義務については、特定商取引法に規定はありませんが、返還できるのであれば解約の話し合いの際に購読期間に応じた返還を申し出てもよいでしょう。

◎新聞契約時の景品の提供は「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」で取引価額の8%または6か月分の購読料金の8%のどちらか低い金額が上限とされています。

問い合わせ 消費生活センター (☎2928-1233・FAX2923-8711)

### 所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝休日を除く)  
 相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分  
 ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)  
 相談専用電話 ☎04-2926-0999

### 申請 3月31日(火)までに、印鑑

保護者名義の振込先金融機関の本支店名・口座番号がわかるもの、ひとりの親家庭等の状況を認めるもの(児童扶養手当、遺族年金、ひとり親家庭等医療費等の証書などの写し)を市役所1階子ども支援課へ直接  
問い合わせ 子ども支援課 (☎29909124・FAX299091147)

### 就学援助制度と奨学金制度

市では、市内の小・中学校に通学している児童・生徒の給食費・学用品費等の支払いに経済的な理由でお困りの世帯に対して援助しています。



対象 次のいずれかの世帯  
▼生活保護を受けている世帯  
▼市民税の非課税世帯  
▼経済的理由でお困りの世帯(所得の目安：4人家族で年間所得315万円以下/世帯構成によって変わります)

内容 ▼給食費 ▼学用品費 ▼新入学学用品費(5月15日(金)までに申請) ▼林間学校費 ▼修学旅行費 ▼医療費(学校の健康診断で特定の病気の治療勧告をされたもの)等

申請 4月から援助を受けるためには、3月2日(月)から4月15日(水)までに印鑑、保護者名義の振込先金融機関の本支店名・口座番号がわかるものを持参のうえ、小・中学校または市役所6階教育総務課へ直接

### 奨学金制度

市では、市内に居住し、ご家庭の事情により修学困難な高校生等に次の奨学金制度を設けています。

#### ●育英奨学金

対象 4月から高等学校または高等専門学校に入学が決定している素行良好・成績優秀な生徒(新1年生)で、本人および保護者が市税を滞納していない方  
支給額 月額5,000円

#### ●遺児奨学金

対象 4月から高等学校または高等専門学校に入学が決定または現在在学中であり、不慮の災難などで両親または父母のいずれかを亡くした素行良好・成績優秀な生徒で、本人および保護者が市税を滞納していない方  
支給額 月額5,000円  
申請 3月31日(火)までに①申請書②学校長の推薦書③誓約書④成績証明書⑤戸籍謄本(遺児奨学金申請者のみ)⑥収入のある家族全員分の平成20年中の所得を証明するもの(平成20年分源泉徴収票等)を教育総務課へ直接

提出書類の配布 ①申請書②学校長の推薦書③誓約書は、3月2日(月)から教育総務課、市ホームページ(「奨学金」で検索)から入手できます。なお、市内の中学校に在学中で、この制度の利用を希望する生徒(高校入学決定者)には、中学校でも提出書類の①②③を配付

◎育英奨学金・遺児奨学金とも、収入の多い方は、認定できないことがあります。また、4月1日(水)以降、定員に空きがある場合は市役所2階子ども支援課で受け付けます。

問い合わせ 教育総務課 (☎29909232・FAX29909128)

【情報館】●特定ことわざのなごみは3月2日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。